

論 説

金融商品・全面公正価値アプローチの始動因と目的因

JWG 公開草案 [2000] を中心として

藤 田 敬 司

目 次

はじめに	JWG 公開草案の革新性
	収益費用中心観における時価会計の萌芽
	資産負債中心観における混合アプローチの現実
	全面公正価値アプローチの論理
	金融商品の公正価値開示 わが国の現状と国際比較
おわりに	アングロサクソン人の企業観・金融リスク観

はじめに JWG 公開草案の革新性

2000 年 12 月、わが国を含む主要各国 9 カ国の会計基準設定主体または職業会計士団体の代表および旧 IASC から成る JWG (Joint Working Group) は、「金融商品および類似項目」の会計処理についてドラフトを公表した¹⁾。翌年 9 月末、各国の意見を取りまとめたところ、過激なまでの革新性のために、反対多数で今日に至るも日の目を見るに至っていない。

しかしながら、いまここで再度草案の内容を振り返って見ると、現状における金融商品会計の実務上の問題点を鮮やかに解明しており、物的資産と異なる金融商品の特性に基づいて、金融リスクの分析手法と利益概念に大きな転換を求めていることが分かる。それらの革新性は当面実務界に受け入れられないとしても、金融商品と呼ばれる特別な資産負債の認識・測定ならびに認識中止を検討する上で示唆するところ大である。少なくとも現在の中途半端な時価会計に対するアンチテーゼとしての価値が高いと思われる。

世界各国の多くの金融商品会計基準は、現状では、金融商品のうちあるものは時価で、あるものは取得原価で評価する混合アプローチを採用している。これに対して、この草案は全面公正価値アプローチを提案した。全面的または包括的といっても、子会社・関連会社・ジョイントベンチャーに対する持分証券や特定の未公開持分証券等は除外されているが、経営者の保有

1) Joint Working Group of Standards-Setters *Financial Instruments and Similar Items* [2000] 日本公認会計士協会訳『金融商品および類似項目』2001 年

目的によって評価方法や評価損益処理を区別するわが国商品会計基準、米国会計基準、さらにはいまの国際会計基準とも異なり、全面的に公正価値アプローチをとる。これが公開草案第一の革新性である。その革新性の核心は経営者の意図を会計に反映することを完全に遮断し、金融商品独特の資産性・負債性に焦点を絞ったことである。

第二の革新性は、これも全面公正価値アプローチの延長の上で考えれば当然の帰結ではあるが、金融資産のみならず、金融負債についても公正価値で評価することである。負債を負う企業自身の信用リスクも含めて、金融資産の価格と同じ市場要因を反映しなければならないという。業績が低迷し、格付けが低価すれば債権者の資産価格が低下する。その裏腹の関係で負債価格が低下し、債務者自身が利益を計上することになる。金融商品の本質は契約であり、一方の契約当事者に権利をもたらし、他方の契約当事者に義務をもたらすことに注目すれば、金融資産評価と金融負債評価はシンメトリックな関係にあるとJWGは考えた。しかし、自社が倒産の瀬戸際に立って、債務免除を受けることはあるが、日常的な負債評価から利益が出るのは常識に反する。これは理屈抜きにおかしいと反論されることとなった²⁾。フランス代表团とドイツ代表团が指摘したように、支払不能の可能性が金融負債に対して与える影響を、それは本来自己のれんとの潜在的な相殺として報告すべきであるにもかかわらず、自己のれんの変動を考慮することなく、利益として反映することは根本的な矛盾を伴う³⁾。

第三の革新性はヘッジ会計の否定である。いまやデリバティブは輸出入における為替変動リスク、国際商品(コモディティ)相場変動リスク、金利変動リスクをヘッジするために、先渡し・先物・オプション・スワップのようなデリバティブが盛んに使われている。ヘッジ会計はそのための特別会計処理である。草案によれば、ヘッジ対象の金融商品(一部には非金融商品も対象になるが)もヘッジ手段であるデリバティブも公正価値評価し、評価損益は同時に損益認識すれば、ヘッジ会計は不必要であり、特別処理は容認できないという。

ヘッジ会計を行なうには、経営者意図を文書化したヘッジ方針や、ヘッジの有効性テストが必要とされる。その手続きはたしかに複雑で、不明瞭性がつきまとう。したがって、ヘッジ会計の否定は、第一の革新性と同じく、経営者の意図を無視することになる。

さらに第四の革新性は、市場価値の変動が激しい金融商品を扱う企業の業績評価を大きく変えることである。これまた全面公正価値評価アプローチの論理必然的帰結であるが、評価差額をその他包括利益(資本の一部)を経由することなく、ストレートに当期利益として認識する。これはリスク管理の巧拙を含めた利益をリアルに業績として提示することである。

これらの過激なまでの革新性に対して、従来の会計理論に基づいて反論を加えることも、逆

2) JICPA ジャーナル No. 557, 2001年12月号

3) JWG 公開草案付録 A-反対意見

に革新性を手放して賛美賞揚することも容易である。しかしながら、これからの会計の発展にとって重要なことは、これらの革新性はどこから生来したのか（始動因）、これからどこへ向かうとしているのか（目的因）を考察することである⁴⁾。

収益費用中心観における時価会計の萌芽

伝統的な収益費用中心観では、棚卸資産や固定資産のような実物資産を対象としている。ここでは取得原価と実現利益による期間利益計算が目的とされ、時価評価を必要とする場合は、低価法適用とインフレ会計（資本維持目的のための）に限定されていた。しかしながら、代表的な著作を辿れば、時価会計または公正価値会計への萌芽は確実に認められる。

ペイトン・リトルトンの『序説』における原価と時価

伝統的な収益費用中心観の代表とされることが多いペイトン・リトルトン『会社会計基準序説』(1940)⁵⁾をいま一度ひもとくならば、そこでは、会計の主要目的は費用(cost)と収益(revenue)を対応させるシステマティックなプロセスによって、その差額である期間利益を測定することであった。そこでいう発生した費用とは、関係生産要素の取得時における原価であり、少なくとも取得時においては実質的に市場価値(current cost または market price)と同じである仮定していた。しかし、市場価値は時の経過とともにいずれかの方向に変化する。そのとき、いろいろな利害関係者のニーズに応えられるのかどうか、あくまでも原価を維持すべきかどうかが問われる。この問いに対するペイトン・リトルトンの回答は、帳簿上の原価は客観的に決定された資料(data)であるが、見積り時価は多分に意見(opinion)であり、明らかに信頼できない。したがって、原価から時価へのシフトは信頼性が低い利益を報告することになるだろう、というものであった。また、経営資源の価値を每期評価することは費用がかかる割には、信用性の低い数値を生み出す、と警告していた。この警告はいまも傾聴に値すると思われる。

しかしながら、ペイトン・リトルトンはまったく時価を排除した訳ではない。「正式には原価主義に準拠しつつ、補足情報として時価情報を示す」、または「時価を正規の営業報告に含めるとしても、特別項目として分離する方向が合理的であろう」という。この指摘は、その後の脚注による金融商品の時価情報開示、さらには包括利益の中の分離表示につながる示唆である。

4) 始動因、目的因という用語は、アリストテレス著出隆訳『形而上学』(岩波文庫)第一巻第三章の四原因論から引用している。物事の第一の原因は「本質」であり、金融商品においては「契約」である。第二の原因は「素材」であり、「構成要因」である。本稿では第三の始動因と、第四の目的因を中心として、金融商品の評価方法を検討する。

5) W. A. Paton, A. G. Littleton [1940, Reprinted 1957] An Introduction to Corporate Accounting Standards AAA 中島省吾訳『会社会計基準序説』昭和34年、森山書店 第7章(原文 pp. 122-124)

この伝統的な収益費用中心観は、わが国企業会計原則にも引き継がれているように、取得原価の客観性を重視し、信頼性に欠ける時価を副次的に扱った。しかし、そこで想定された資産は棚卸資産やプラント等の償却固定資産であり、原価性資産であった。したがって、資産全体の特性を表す「用役潜在説」排除していないが、議論は「未償却原価説」を中心として展開し、金融資産や土地は議論の外に置かれたのであった。現金、現金等価物、売掛金、貸付金などの金融資産や、土地等の非費用性資産を考慮していないという批判は免れないのである。

他方、ペイトンは取得原価に拘泥するあまり、激しいインフレによる資産価格上昇に無頓着だったわけではない。『資産会計』(1952)では、償却資産の時価(再取得原価)への修正を認めている⁶⁾。しかしながら、その意図するところは、あくまでも再取得価額に基づく減価償却によって実質的な資本維持を計ることであり、資産評価益を認識することではなかった。

『動態論』における投機的有価証券時価評価の意義

ドイツにおける収益費用中心観を代表するのが、静態論に動態論を対峙したシュマーレンバッハであった。その資産評価論においても金融資産が占めるウエートはあまりにも小さい。企業が短期的な資金運用として、投機性の少ない社債や株式に投資することを度外視していたわけではなく、時価評価の重要性は否定していないが、次のように指摘する意図は、あくまでも低価法適用への準備であり、評価益計上と含み損に対する警戒である。

「一般的に投機を目的とした有価証券では、一般的に投機的手持品(=相場変動が大きい棚卸資産 筆者注)について述べた原則が適合する。すなわち時価で評価すべきであるが、貸借対照表価額が時価を超えたとき、そして修正勘定が超過価格を調整しないときに問題が起こるのである。」⁷⁾

ペイトン『高等会計』における投資の時価または公正価値評価論

1941年のペイトン『高等会計』⁸⁾は、『序説』について見られた償却資産中心観、取得原価主義とはやや異なり、投機としての金融資産投資についての時価評価および公正市場価値(fair market value)評価を取り上げている。今日の金融商品会計の原型が窺える。

すでに当時の企業は短期的資金運用または長期的投資として市場性ある債券を保有していたこと、またM&Aの対価として使われる株式については「判断と推定による公正価値評価」が必要であったことから、時価または公正価値評価論を展開している。

6) W. A. Paton & W. A. Paton, JR [1952] *Asset Accounting* The Macmillan Company 14章(Changing Prices and Depreciation Cost)

7) 土岐政蔵訳 [1970] 『十二版・動的貸借対照表論』 森山書店 216頁

8) W. A. Paton [1941] *Advanced Accounting* The Macmillan Company 章, 章

有価証券の空売り (short selling) にも踏み込み、最近のトレーディングでいうの値洗い (mark-to-marketing) の例を示している。ただし、元帳には取得原価を維持する傍ら、借方：投資価値の評価性引当金、貸方：投資家持分調整入帳 (adjusting entries) の「評価勘定 (valuation accounts)」設定を奨励するに止まる。その目的とするところは、あくまでも有価証券価値の下落を示すことである。その背景について、1930年代に、保険会社やその他金融機関が保有有価証券の時価を開示することに危機感をもち、それが市場の信頼性を喪失し、さらなる災禍につながった経緯に言及している。

わが国企業会計原則による上場株式の評価

わが国の伝統的な上場株式の見方は「危険資産」であった。「株式は、普通、市価の変動が激しいので、余裕資金を運用するための投資としては、必ずしも適当ではない。したがって、株式の長期投資としては、関係会社株式がその大部分を占める」といわれた⁹⁾。また、かつては厚生年金基金の資産運用においても、株式投資割合は年金資産全体の4分の1以下に抑えられていたほどである。

最近では、持ち合いは急速に解消されつつあるが、株式評価は取得原価法プラス低価法であった。いまでも企業会計原則はその点では変わっていない。

金融商品がバランスシートに占める割合が相対的に小さいとき、またこれらの資産価値がゆるやかに右肩上がりに上昇している間はとくに問題が表面化することはない。しかしながら、取得後の市場変動によって価値が大きく変わる株式についても取得原価主義に固執することは、含み損益をオフバランスにする結果となる。資産バブル期には含み益経営の土壌を育み、バブル崩壊後は含み損と不良債権の温床になったことは記憶に生々しい。

その貸借対照表原則(資産の貸借対照表価額)によれば、取引所のある有価証券で、子会社株式以外のものの貸借対照表価額は、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価による方法を適用して算定することができる(五・B)。飯野利夫[2000]は、「取引所のあるもので子会社株式以外のものについて低価基準を適用できるか否かについては、議論の存するところであるが、理論的には、その性質にかんがみ、適用されないと解すべきであろう」という(同上書6-20)。「その性質にかんがみ」とは何を意味するのか説明していないが、多数の投資家が市場に参加することによるポラティリティと一時的資金運用目的を意味するとすれば、同じく低価基準を適用することが多い棚卸資産とは異なり、時価が上昇しても下落しても、その変動額は当期損益として認識することに道理があるということであろう。棚卸資産は販売されることによって収益を生むが、金融商品は販売によるまでもなく、保有することによって、または保有と逆の

9) 飯野利夫 [2000] 『財務会計論三訂版』同文館、6-20

ポジションをもつことによって、市場変動による利得が発生するからである。

収益費用中心観に挑戦した資産負債中心観

1930年以降の米国会計の伝統を築いた Peyton R. Littleton の収益費用中心観に対して、最初に挑戦したのは1976年のFASB『討議資料』の資産負債中心観であり、モノの販売によって実現する収益と、市場変動による発生する利得の違いを際立たせた¹⁰⁾。

2つのアプローチの違いを明瞭に対置し、経済状態を忠実に表示するはずの資産負債中心観を、その後の会計基準設定の基礎概念とすることを提示した。収益費用中心観によれば、収益と費用の対応から利益を測定するため、資産負債の含み損益は認識対象外となる。他方、資産負債中心観によれば、資産負債の定義から出発し、資産と負債の差額である株主持分の変動が当期損益となる。

ただし、株主持分の変動をもって損益を測定する考え方は米国特有でもなく、1970年代から突如芽生えたわけではない。

1861年の普通ドイツ商法29条では、「すべての商人は開業の際に不動産、債券および債務、金銭その他の財産を正確に記載し、その際に財産の価値を付し、財産と負債の関係を示す決算書を作成しなければならない」とされた。財産・負債説や財産貸借対照表等式を中心とする静態観である。ただし、静態観といって取得原価主義によるもの、折衷的なものと様々であり、静態観イコール時価主義ではない¹¹⁾。その後のドイツでは、周知のように、シュマーレンバッハに代表される動態論によって取得原価主義に大きく傾斜し、貸借対照表は利益計算の付属手段と見なされるに至る。

また、戦前の米国で論争された企業観論争 所有者理論対企業体理論 においても、資産負債中心観対収益費用中心観の前哨戦が見られた。このような過去の経緯において、資産負債中心観の出自を洗っていくと、単なる会計理論の進展によるだけでなく、社会経済的变化、経済の金融化をも念頭において理解すべきであろう。(本稿 おわりに 参照)

米国概念ステートメント(SFAC)による収益(revenues)と利得(gains)

米国FASBは、1978年のSFAC1から、2000年のSFAC7に至るまで7本の内容ステートメントを公表し、会計基準設定の基礎概念とされている。そのうち、1984年のSFAC5号には、金融商品の公正価値会計にとって重要な利益概念の深化が見られる。

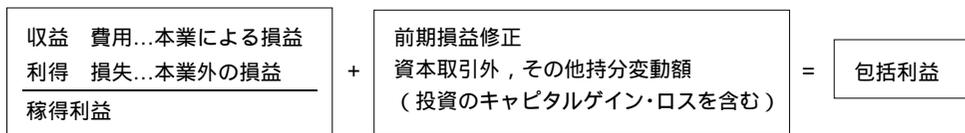
10) 財団法人企業財務制度研究会[1998]『包括利益をめぐる論点』第1章、津守常弘[2002]『会計基準形成の論理』第6章

11) 五十嵐邦正「1999」『静的貸借対照表論』

それは収益と利得の共通性・区分・関係の明確化であり，稼得利益（earnings）概念の新定義および包括利益（comprehensive income）概念の導入である。諸概念の関係は複雑であるが，以下の公正価値変動額処理を検討する上で重要となるポイントを整理すれば以下ようになる。

- 1) まず，「収益も利得も稼得利益であるが，稼得利益は当期業績であり，前期損益修正は除外される。」(par. 33 , 34)
- 2) 「収益と利得はともに，ある期間内に行なわれた資産（モノ・サービス）またはそれに伴う負債の価値の交換によって測定されるが，認識には，一つは実現したこと（realized）または実現可能なこと（realizable），もう一つは稼得した（earned）という2つの条件が必要である。」(par. 83)
- 3) 「実現または実現可能とは，保有資産が現金または売掛金等に転化することであるが，稼得とは，生産・販売等本業の営業活動である。」(par. 83a)
ここで注目すべきは，次の定義である。「収益は稼得するまで実現したことになるが，利得は必ずしも稼得過程（earning process）を経なくても取引またはその他事象（events）から生まれる。」(par. 83)
- 4) 「包括利益には，株主からの拠出および株主への分配を除き，すべての持分変動を含む。収益・利得のほかに，稼得利益から除かれる，ある種の利得・損失も含まれる。」(par. 39 , 42)
- 5) 「特別な販売努力なしにすぐ売ることができる資産（たとえば，ある種の農産物，貴金属，市場性ある有価証券）は，生産完了時または価格変動額を実現可能と見なすことができる。」(par. 84e)
- 6) 「利得（gains）および損失（losses）は，本業外の一過性の取引から生まれる。すなわち固定資産や投資の売却損益である。たとえば，市場性ある持分証券（marketable equity securities）の保有期間内の価値変動によるキャピタルゲインまたはロスである。」(par. 85)

以上を図示すると次のようになる。



SFAC5 の段階では利得と損失の具体的な内容は必ずしも明確ではなかったが，その内容を具体的に示すとともに，金融商品の「混合アプローチ」による公正価値変動額の受け皿を用意したのは1985年のSFAC6号であった。すなわち，トレーディング目的有価証券の評価損益(利得，損失)は稼得利益とし，長期投資目的有価証券の評価損益はその他持分変動額として収容した。これが包括利益である。

資産負債中心観における混合アプローチの現実

米国会計基準も国際会計基準も概念フレームワークとしての資産負債の定義をもち、価値評価に基づいて利益測定を志向する資産負債中心観をとっていると考えられる。しかしながら、もっとも時価評価の可能性が高い金融商品についても、ある商品は原価で、ある商品は時価で評価する混合アプローチである。評価方法を異にする資産の分類基準は経営者の保有意図を尊重したものであり、永年にわたる実務慣行への配慮が基底となっている。

米国会計基準による混合アプローチ採用の背景

米国 FASB は、SFAS115 の Appendix A によれば、1986 年 5 月に金融商品会計の検討をはじめたが、まず取り上げたのはオフバランス金融(off-balance-sheet-financing)であり、SFAS105 が求めたのは脚注開示であった。他方、金融規整当局が懸念したことは、金融機関による有価証券の益出しを目的とするトレーディング("gains trading")である。

含み益(unrealized gains)ある銘柄を売り、含み損(unrealized losses)ある銘柄は温存する場合、償却原価法(amortized cost method)が隠れ蓑となった。それと比べれば、低価法(LOCOM)の方がベターともいわれたが、低価法は純損を認識する一方、純益は認識しないことから、トレーディングには不適切とされた。何と云っても、望ましいのは公正価値アプローチである。概念ステートメント No. 1 による会計報告の第一目的 relevance に照らしても、フェア・バリューに如くものはない。しかしながら、1992 年の公開草案および 1993 年の公聴会の結果を踏まえた SFAS115 の内容は、公正価値アプローチと償却原価法の混合アプローチである。

以上のような背景説明から、混合アプローチの採用は一步前進ではあったが、妥協の産物であり苦渋の選択だったといえよう。

SFAS115 (1993) による混合アプローチの問題点

国際会計基準 IAS39 と異なり、SFAS115 は、まず対象を、売却価格または bid および asked の引き合い価格による公正価値が容易に得られる負債証券(debt securities)と持分証券(equity securities)に絞った。それを次のように 3 分類している。それに応じて評価の方法と損益処理が変わる。

満期まで保有する負債証券には償却原価法(amortized cost method)を適用する。

トレーディング目的有価証券は公正価値で評価し、公正価値変動額は当期損益とする。

売却可能有価証券(および 以外の投資, available-for-sale-securities)は公正価値で評価し、「その他包括利益(other comprehensive income)」とする。

この 3 分類法と評価差額の処理方法は、わが国金融商品会計基準の分類法に近いが相違点も

ある¹²⁾。SFAS115 は極めて詳細な分類基準を設けるとともに、それでも恣意的な分類変更があり得ることを懸念している。もっとも懸念されるのは の「満期保有」という経営者意図の不確実性である。そのため、「満期保有」の意図ありといえる場合といえない場合について、できるだけ詳細に要因を定めている。まず、いつまで保有するか未定（“indefinite”）の場合は満期保有といえない。次に、発行企業の信用状態の悪化、税制改正による益金不算入限度額の変更、M&A 等による方針変更など、経営者の取得時の保有方針を変更せざるを得ない状況変化においては、当初の満期保有方針から売却方針への変更を正当とする。

他方、単なる市場金利の変化、流動性のニーズ、代替投資のイールド変化、資金源やその条件変化、為替リスクの変化による目的変更は正当な変更とは認めない（par. 7 11）。そもそも「満期保有」というコンセプトは主観的であり、一貫性ある適用は望めず、どんなに詳細にルール化しても現実の取引事象を網羅できず、ALM によって柔軟に資産負債ポジションを管理したい企業をしばることはできないからである。

次に懸念されるのは、 のトレーディング目的有価証券と の売却可能有価証券の分類区分である。 の公正価値変動額を当期損益処理することは経済的影響を如実に反映するとすれば、 のそれも潜在的には同じ損益にもかかわらず、当期損益としない。企業による選択的区分は報告利益のボラティリティを操作する絶好の手段を提供することになる。

ルール主義に徹する SFAS115 は、目的変更に伴った詳細な「投資カテゴリー間移転ルール」を定めている。それによれば、トレーディング目的から多目的への変更においては、一旦認識した損益は取り消さないこと、他の目的からトレーディング目的への変更においては未実現損益を直ちに当期損益として認識することなどである。

SFAS133（1998）における全面公正価値アプローチ志向

SFAS133 は、SFAS80 が認めてきた繰延ヘッジを廃止し、認識済みの資産負債や未認識の確定契約の公正価値を対象とするフェア・バリュー・ヘッジと、将来キャッシュ・フロー・リスクを対象とするキャッシュ・フロー・ヘッジを認めた。その背景説明では、すべての金融商品は公正価値で測定すべきであると明言していた¹³⁾。公正価値こそ金融商品を測定する最も目的適合性が高く、デリバティブを測定する唯一の方法であるという。

では、なぜ公正価値の目的適合性ももっとも高いと断言できるのか。その理由は「将来キャッシュ・フローの現在価値市場評価を映し出し、投資家にもっとも有用な意思決定情報を提供

12) わが国金融商品会計によれば、公正価値変動額のうち、低価法適用の考え方による評価差損は当期損益処理、評価差益は「その他包括利益」では資本に直入する。その他の相違点については 章参照。

13) 拙稿「ヘッジ会計の有用性とその限界」『立命館経営学』第 42 巻第 2 号（2003 年 7 月号）

すると信じる」というものであった。(par. 217-220)これは一つの意見であって、客観的に立証することは困難であり、説得性が乏しい。少なくとも、以下の章で見ると、金融商品と非金融商品の属性の違いを明らかにすべきであろう。

もう一つの疑問は、SFAS115 はなぜ償却原価法を求めたかである。この疑問については、SFAS133 は次のように答える。「償却原価法は目的適合的な測定ではない。しかし、デフォルトさえなければ、公正価値測定による未実現利得損失は満期においてすべて帳消しになる。これは他のデリバティブには該当しない」¹⁴⁾

IAS39 による混合アプローチの特徴

直ちに時価が得られる負債証券と持分証券のみを対象とする上記 SFAS115 と異なり、国際会計基準 IAS39 が対象とする金融商品の範囲は、子会社・関連会社・ジョイントベンチャー投資を除く、全金融商品に及ぶ。したがって、貸付金や売掛金に加えられているが、それらは公正価値が容易に得られないことから、原価法適用に止まる。満期保有目的有価証券やその他有価証券についても、公正価値が得られないものは原価法を認める。

トレーディング目的とその他有価証券 (available-for-sale financial asset) の公正価値評価による利得または損失については、当期損益処理が原則であるが、後者については当期損益処理または資本直入の選択である。

以上のように、全金融商品について、経営者の保有意図によって分類し、原価と公正価値評価の「混合アプローチ」が IAS39 の大きな特色であるが、他にも次のような特色が見られる。

その他有価証券に対する風当たりは相当強い。企業はしばしば長期的関係を維持するための他社持分投資を「戦略投資 (strategic investments)」と呼ぶが、発行企業に重要な影響を及ぼすためであれば、IAS28 による持分法、ジョイントベンチャーであれば、IAS31 による比例連結または持分法を適用すべきであるという。(par. 4)

現金または金融商品による決済を可能にするコモディティ・ベース契約 (現物売買を目的とする契約は別として) にもこの基準が適用される (par. 6)。差額決済が可能な先物取引はデリバティブの一種とする解釈からすれば当然であるが、ここでは非金融資産であるコモディティ・ベース契約も、それがトレーディング目的であるかぎり公正価値評価の対象としていることが注目される。

14) AAA Commentary Reporting Fair Value Interest and Value Changes on Financial Instruments
"Accounting Horizons" Vol. 16 No. 3

この満期保有目的負債証券に係る公正価値と償却原価の比較は、JWG 公開草案の公正価値アプローチに対する AAA 会計委員会コメントでも精緻な形で展開された。そこでは公正価値評価による利得損失の不確実性に対して、償却原価による利息計算の確実性を評価している。

複合金融商品については、デリバティブ（embedded derivative）をホスト契約から分離し、別々に当基準を適用する。（par. 23）

デリバティブがホスト契約とリンクしていない場合とは、たとえば、持分証券に複合するプット・オプション、負債証券に複合するコール・オプションなどである。この基準によれば、新株予約権付き社債に組み込まれたオプションは、社債と一体となっている転換社債も含めて、すべて分離評価し、区分経理しなければならないことになる。それはまた、金融商品の認識中止で財務構成要素アプローチを採用するための前提条件ともなる。

IAS39 による金融資産負債の早期認識の論理と現実適用

同基準によれば、金融商品の本質は契約である。契約上の法的な権利は金融資産であり、義務は金融負債である。したがって、契約当事者となる時点から契約の公正価値評価が必要になる。この原理の適用について、次のように説明している。論理は明確であるが、現実適用には柔軟である。

- モノ・サービスの取引に係わる現行会計実務では、少なくとも契約当事者の一方が契約内容を履行するまでは、両当事者とも資産負債を認識することはない。たとえば、売買契約が確定契約であっても、モノの引渡があるまでは債権債務を認識しない。
- 一方、金融商品の場合は、無条件契約であり、資産負債の交換が実際に行なわれる日を待つことなく、契約日から金融資産負債を認識すべきである。たとえば先渡し契約については、その日から特定日に特定金融資産またはコモディティを特定価格で引き渡すことを確約しており、契約日から相場変動リスクに曝されているからである。ただし、契約日は金融資産負債の公正価値はイコールであり、実際には差額はゼロである。
- では、金融商品の認識はすべからく「トレード日」によるべきかといえ、保有目的別によって「トレード日」と「決済日」を継続的に使い分ければ良いという。

わが国金融商品会計基準の特徴

1) グローバル・スタンダード化

これまでに見てきた米国会計基準 SFAS115 と SFAS133 および国際会計基準 IAS39 が、現状における金融商品会計のグローバル・スタンダードとすれば、わが国金融商品会計基準は若干の相違点はあるが、時価会計としての先進性において大きな隔たりはない。すなわち、経営者の保有意図によって、売買目的、満期保有目的、その他有価証券に区分する。の時価評価損益は当期利益、の時価評価損益は資本直入、には償却原価法を適用する。

なお、資本直入方式の導入も、包括利益とは呼ばないまでも、グローバル・スタンダードへの大きな歩み寄りである。他方、表面的なグローバル・スタンダード化とは裏腹に、混合アプ

ローチ独特の複雑さとともに、伝統的な会計処理を温存している。

2) 時価評価+償却原価法の混合アプローチ

日本公認会計士協会の実務指針による区分基準や処理要領は、米国基準以上に詳細を極め、それだけに複雑である。また、時価評価+償却原価法による混合アプローチの処理は極めて難解となる。たとえば、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券にまず償却原価法を適用し、取得原価と償却原価との差額を有価証券利息の修正として処理する。その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を評価差額として処理する。」(パラグラフ74)。

長期的・安定的関係を維持するためには、議決権付き普通株式を保有するのが普通であり、償還期限のある負債証券を長期保有するとすれば、経営者は満期保有に分類するのが普通であろう。もし、時価のある債券をその他有価証券に分類したとしても、上記実務指針のように処理したからといって、公正価値評価とはならない。というのは、そもそも取得原価と額面の差額は、ディスカウントであれ、プレミアムであれ、表面金利が市場実勢金利に比べて、また同格の債券に比べて不利か、有利かによって取得価額が変わるからである。また、公正価値アプローチを本格的に適用するならば、市場実勢金利や信用格付けの変化に応じて、毎期末公正価値評価を繰り返す必要がある。

3) 長期保有目的の有価証券への低価法適用

その他有価証券(長期保有目的の持ち合い株式を含む)の時価評価差額(税効果会計適用後)については、原則として損益とも全部資本に直入する方法を原則とし、評価益は資本直入、評価差損は当期損失とする部分直入法を認めている¹⁵⁾。後者の部分直入法は、企業会計審議会の意見書によれば、従来の企業会計上の保守主義の観点からの考え方によるものである。グローバル・スタンダードには見られないわが国独特の健全決算処理である。長期保有を継続する間に発生する一時的な評価損益をプールするのが資本直入の根拠とすれば、評価差損だけを損益計算書で認識する部分直入法は、低価法適用であり、日本型混合アプローチである。

4) 資産負債の定義にこだわらない繰延ヘッジ

15) わが国企業が保有する「その他有価証券」には「持ち合い株」が多い。戦後の財閥解体によって放出された株式の受け皿としてはじまり、その後は、企業間の長期的安定的取引関係を維持し、企業買収を予防するために、さらにはバブル期のエクイティファイナンスによる土地・株式投資の一環として盛んになった。最近、その割合は急速に低下しているが、これは から へのシフト、または資本に直入した評価益は、実現利益として損益計算書を経由し、再び資本勘定へのリサイクルが進んでいることになる。

ヘッジ会計については、ヘッジ手段のデリバティブも、ヘッジ対象も時価評価する「時価ヘッジ法」と併存する形で、「繰延ヘッジ法」も認められている。ただし、「時価ヘッジ法」の対象資産は金融資産に限定されている。棚卸資産は、たとえそれが国際相場商品（コモディティ）であっても、したがって時価評価が可能であっても、「時価ヘッジ法」のヘッジ対象とはならず、「繰延ヘッジ法」に依らざるを得ない。

また、外貨建て取引等における為替相場変動リスクヘッジ手段としての為替予約については、暫定措置ではあるが「振当処理」が認められている。ただし、海外子会社株式の連結資本連結手続きから発生する「外貨換算調整勘定」は、資産負債処理から資本直入処理へ改訂された。

5) 改正商法による時価会計導入と配当可能利益計算

平成 11 年度改正商法は、企業会計の金融商品会計基準に合わせて、金融商品の時価会計を導入した（商法施行規則 30 - 32）。しかし、有価証券の保有にかかる企業行動を決定する大きな要因の一つは、商法上の配当利益計算規定において時価評価損益がどう扱われるかである。この点に関して改正商法は、時価が原価を超える評価益は配当可能利益と中間配当限度額に算入しないこととした（商法施行規則 124-125）。

この取扱いは、「具体的に実現していない評価益を配当財源とすることは会社債権者と株主の利害調整という見地から好ましくないという政策的判断によるものである。」またこの結果「商法会計のなかで資産評価（情報提供）のための会計と配当規制のための会計が分離することが一層明確となった。¹⁶⁾」

米国 SFAC5 号による収益と利得の「実現または実現可能」概念と比べると、「実現可能」利得は配当可能利益計算から除外されている。収益には広い意味における「実現可能」も含まれるのが実状とすれば、商法が導入した時価会計は中途半端である。成熟した市場の存在が前提となって「実現可能」を「実現」並みに扱い、いつ「実現」させるかは経営者判断に委ねられているとすれば、商法の「実現可能」である評価益の配当可能利益からの除外は経営者の実現方針をさほど信頼していない証拠ともいえる。

全面公正価値アプローチの論理

章および 章で見てきたように、全面公正価値アプローチへの発想がある日突然芽生えたものではなく、永い歴史がある。本章では、JWG 公開草案が基本原則の中核とする全面公正価値アプローチの論理を解明する。

16) 神田秀樹 [2003]『会社法第四補正版』弘文堂 171 頁

全面公正価値アプローチの基本原則

ドラフトが基本原則として掲げる次の 7 原則は、全面公正価値アプローチそのもの、またはその論理から導き出されるものである。（要約 - 頁および結論の根拠 152-167 頁）

- 1) ドラフト基準は、すべての企業（中小企業、非公開企業を含む）に適用される。
- 2) ドラフト基準の範囲には、金融商品に類似していると考えられる非金融的契約（金融商品によって純額決済ができる特定のコモディティ契約等）を含める。
- 3) 公正価値測定原則。財務報告目的に十分な信頼性ある見積りは入手できると結論を下し、企業が自ら財務活動に適した公正価値測定の方針および手続きを設定できると考えている。同一商品について観察可能な出口価格があればそれを用いる。
- 4) 利益認識原則。在外事業体に関する外貨換算損益のみ例外として、損益計算書外で表示するが、それ以外のすべての損益は損益計算書で認識する。ただし、公正価値で計算した金利収益費用と一般財務収益費用の区分表示を求める。
- 5) 認識中止における構成要素アプローチの採用。譲渡人による譲渡した資産への「継続的関与」が認められる場合は、買戻権（コール・オプション）を資産として認識する。
- 6) リスクポジション、リスク管理方針等の開示。
- 7) ヘッジについて特別会計は認めない。

すべての金融商品について、公正価値評価が可能であるという考え方について、現実の実行可能性を認める人は、一部の金融機関を除いては、極めて少数であろう。日本公認会計士協会も、「すべての金融商品を公正価値で評価する技法が十分確立されていないし、世界各国の資本市場がそれに対応できるほど成熟していない」ことをドラフト反対理由の一つとした。

公正価値こそ最も目的適合性と信頼性が高いとする考え方には根強い信念が窺える（結論の根拠 1.7）が、信念と見る前に根底にあると見られる考え方は何かを探る。

金融商品と非金融商品の属性の違い

ドラフトは、金融商品とは何かについて、資産負債の定義を繰り返すだけでなく、非金融商品との属性の違いについて、次のようにいう。

「JWG の考えでは、金融商品と非金融商品項目との間には実際の相違があり、この相違によって、異なる会計上の考慮が生じるのである。金融商品は、現金または他の金融商品を受取るかまたは払う契約上の権利または義務、あるいは企業の純資産への残余持分を表す。非金融商品項目は、将来キャッシュ・フローとの関係が間接的で非契約的である。（一部省略）」
(par. 2. 17)

「非金融資産の重要性は、生産過程あるいは収益生成過程でいかに効率的に利用されるかに

左右される。取得原価主義の発生主義会計では、非金融資産は、費消されるまで、取得原価法または低価法で評価される。すなわち非金融資産が金融商品を生み出すまでに使用されるまでは原価主義で計上される。金融資産の経済的重要性は変換および実現の過程には依存しない。その重要性は、キャッシュ・フローを受取る権利または支払う義務の現在の状況での評価額で決定される。」(par. 2. 18)

「(一部省略)JWGの考えでは、非金融商品項目を、それらが金融商品を生み出すまでに使用されるまで原価で計上することと、金融商品を契約上の権利および義務を公正価値で認識し測定することは、明瞭に区分できる。言い換えれば、金融商品の適切な認識および測定は、非金融商品にとっては適切であると考えられる原価主義会計に制約されるべきではないということである。」(par. 2. 19)

JWG 見解によれば、金融商品の本質は契約であり、契約締結と同時に権利または義務が直接的に発生する。その権利・義務とは将来受払するキャッシュ・フローであり、現在の状況で評価すべきである。これが公正価値であり、全面公正価値アプローチの基本原則中の基本とされる。金融商品の取得価額は通常取得費用を伴うが、公正価値アプローチでは取得費用込みの入口価格ではなく、売却時の公正価値を見据えた出口価格で認識すること。これも将来キャッシュ・フローの現在価値を厳しく評価する表れである。

一方、非金融商品の将来キャッシュ・フローは変換・実現の過程に依存し、契約との関係は間接的である。販売によって実現するまでは取得原価で評価される。

プロダクト型会計とファイナンス型会計¹⁷⁾

上記JWGの論法によれば、非金融商品を取得原価で計上することと、金融商品を公正価値で認識・測定することは、2つの商品・資産の属性の違いから明確に区別できる。

非金融商品の取得原価アプローチをプロダクト型会計、金融商品の公正価値アプローチをファイナンス型会計と呼ぶならば、ドラフトは2つの会計を主従関係ではなく、対等関係にあるものとして、すなわち二元論で捉えている。というのは、JWGは非金融商品における伝統的な取得原価会計の意義を何ら否定するものではなく、公正価値アプローチの対象を金融商品および類似項目に限定しているからである。問題があるとすれば、金融と非金融の間に、明確な一線を引くことは、現実においては難しいことである。たとえば、純額決済不能な非金融商品取引や予定取引をヘッジ対象とし、デリバティブをヘッジ手段としてリスクヘッジを行なうときには、相反する損益の認識時期が不一致となることは避けがたい。これでは一般事業会社の

17) 古賀智敏「金融商品とファイナンス型会計」『会計』2002年2月号

不安または反発は避け難い。

また、公正価値アプローチによるファイナンス型会計が金融商品の認識・測定において、「経営者の保有意图」を無視しているのは事実である。その理由は、非金融商品の契約履行過程においては経営者の活用方針による効率性が利益決定要因となるとしても、金融商品の公正価値は経営者の保有目的とは無関係に、契約から直接的に決定されるからである。

表 1 金融商品の分類・評価・損益処理に係る主な会計基準・草案比較

	米国 SFAS115 他	国際会計基準 IAS39	JWG [2000]
対象商品	公正価値評価可能な負債証券と持分証券	子会社・関連会社・ジョイントベンチャー投資を除く金融商品	子会社・関連会社・ジョイントベンチャー持分証券等を除く金融商品および類似商品（特定の非金融商品を含む）
上記商品の分類	満期まで保有する負債証券 売却可能証券 トレーシング目的で保有する証券（par. 6 ほか）	トレーディング目的金融商品 満期保有 企業が創設した貸付金・売掛金 その他金融商品 （par. 10 ほか）	信頼性ある公正価値評価が期待されない特定の未公開持分投資を除き、左記のような分類はしない。
満期保有証券として扱わないケース	市場金利等の変動リスクや流動性ニーズ等に応じて売却する意図があるとき （詳細：SFAS115-par. 9, IAS39-par. 79 ほか）		
評価と損益処理	上記分類にしたがって、償却原価法 公正価値評価、変動額は当期損益 公正価値評価、資本直入（その他包括利益）& リサイクル なお、から または への区分変更では、一旦認識した公正価値変動損益は取り消さない。また、および から への区分変更時には未実現損益を直ちに認識。（par. 15 & 88）	取得時 取得価額（= 公正価値 + 取引費用） その後 毎期末の公正価値（売却時費用を考慮しない） なお、上記分類、の商品は原価法、満期保有商品は償却原価法を適用（par. 73 ほか） の評価変動額は当期損益、は当期損益または資本直入 & リサイクル（par. 103）	全面的公正価値（出口価格）で評価 価値変動額は当期損益 企業は自らの財務活動に適した公正価値測定の方針および手続きを設定すべきである 金融負債の見積り出口価格は、当該負債の信用リスクも含めて、金融資産の価格と同じ市場要因を反映しなければならない。（par. 118）
ヘッジ会計（米国：SFAS139）	公正価値ヘッジ ヘッジ要件を満たすヘッジ対象・ヘッジ手段ともに公正価値で評価。損益処理。 キャッシュ・フローヘッジ ヘッジ有効部分損益は資本直入 ヘッジ非有効部分損益は当期損益		双方手段の公正価値が損益に反映されるから特別な会計処理を容認しない、また例外は設けるべきではない。

混合アプローチと全面（包括）アプローチ

JWG の全面公正価値アプローチは、プロダクト型会計の取得原価アプローチとの差異を明確にした（表 1 参照）。それだけでなく、現状における混合アプローチの問題点を明確にした。JWG の論法からすれば、混合アプローチによる満期保有有価証券の償却原価法や、その他有価証券評価差額の資本直入は、金融商品の一部に非金融商品の属性を認めることに他ならない。米国の SFAS115 による包括利益概念と SFAS133 によるフェアバリュー・ヘッジは、取得原価アプローチから一步脱却している。それでも、全面（包括）公正価値アプローチの論理からすれば、なおかつ不徹底である。そうであれば、全面公正価値アプローチの目的因は「金融商品に最適なリスク・コントロールの巧拙を財務活動の業績として報告すること」といえよう。

金融商品の公正価値開示 わが国の現状と国際比較

「金融商品に関する注記開示比較」（表 2）で見ると、日米会計基準および国際会計基準は、金融商品の複雑な会計処理の欠点を補うために、未認識損益やリスクエクスポージャーについての開示および文章によるリスク管理方針等の説明を求めている。

全面公正価値測定を求める JWG 公開草案（2000）は、既存の会計基準とは異なり、注記開示は大幅に単純化されるはずであるが、企業が負担しているリスクとリターンの関係が外部から評価するための開示はやはり必要としている。（基本原則 6）参照）

ここでは大手電機メーカー 10 社（うち 8 社は米国基準）の開示例（2003 年 3 月期有価証券報告書）によって、時価または公正価値開示の実態を検討する。

1. わが国金融商品会計基準が求める注記内容

公開会社は一般的に、有価証券報告書の中で財務諸表規則が求める 2 つの金融商品関連の注記開示（連結ベース）を行なっている。一つは保有有価証券関係の時価情報、もう一方はデリバティブ関係の定性情報である。

財務諸表規則が求める有価証券関係の時価情報は、売買目的有価証券については当期損益処理した時価評価差額、満期保有目的、子会社・関連会社株式、その他有価証券については連結財務諸表計上額と時価および差額、すなわち含み損益である。さらに、満期保有やその他有価証券のように保有目的別に分類したにもかかわらず期中に売却したものについては原価・売却額・売却損益、時価評価していない有価証券については主な種類別内訳（株式、コマーシャルペーパー、マネーフンド等）の注記を求めている。

デリバティブ関係の定性情報は、取引の状況、方針、利用目的、リスクの内容、リスク管理体制、対象物、取引の種類、売建・買建別、決済までの期間等である。

表 2 金融商品に関する注記開示比較

	日本	米国	国際会計	JWG [2000]
有価証券 注記開示の対象と区分	売買目的,満期保有, 子会社・関連会社株式, その他有価証券	売却可能有価証券 および満期保有負債債券 (SFAS107 他)	オンバランス(実現認識済み)およびオフバランス(未認識)金融商品に係る リスク・ポジション, 業績,将来キャッシュフロー,を把握するに必要な情報の開示。 金融リスクマネージメントの方針, ヘッジ取引のタイプ等。 主な契約条件を含む,金融商品の規模・性質。 認識方針と測定方法等。 (IAS32-1998 改訂, par . 42 他) 公正価値評価が無理な場合,その事実関係。 (32par . 77 他) 公正価値算定の方法・前提。 売却可能有価証券の評価差額処理。 (IAS39)	首尾一貫した全面公正価値測定によれば,金融商品の保有目的区分も,認識・未認識別区分も,ヘッジ目的区分も不要となる。 財務リスクマネージメントの目的・方針の開示により,負担したリスクとリターンの関係を評価できる。 金融商品の契約条件(想定元本等)の開示は,リスク状況の変化の潜在的な重要性を評価する上で有用である。 (ドラフト結論の根拠 8 開示)
注記内容	期末簿価と評価損益 ・ 簿価・時価・差額 目的変更の理由・損益 時価評価されない場合,内容・保有目的 (財務諸表規則 8-7)	原価,公正価値,未実現保有損益 未実現保有損失の継続期間 減損認識額 トレーディング損益実績 売却可能有価証券の売却収入等		
デリバティブ 注記内容・目的	取引の状況,方針,利用目的,リスクの内容,リスク管理体制,対象物等。 取引の種類,売建・買建別,決済までの期間等。 (同上 8-8)	保有・発行の目的・内容・戦略を理解するに必要な情報,ヘッジ目的別内訳,リスクマネージメント方針,できれば数量を含めて(SFAS133 par . 44)。 包括利益のコンポネント変動分析 (同上 46)		

以上のようにわが国基準が求める注記内容は米国基準に近接しているが、時価情報の対象とする有価証券の範囲が異なり、定性情報の開示にも大きな隔りがある。

2, わが国基準による時価情報対象有価証券

米国基準(SFAS107, 115)では売却可能有価証券と満期保有有価証券が対象であり,子会社・関連株式は対象外である。国際会計基準(IAS39)も子会社・関連会社,ジョイント・ベンチャー投資を除外している。これに対してわが国金融商品会計基準は子会社・関連会社株式も時価情報開示の対象としている。この違いが発生した理由としては2つ考えられる。一つはわが国企業では上場子会社をもつことが珍しくないことである。子会社のバランスシートは連結されても,株式が公開されていれば市場価値は乖離する。第二は,子会社株式は,上場されていれば金融資産としての特性はあるが,親会社の支配は直接子会社の資産に及ぶことを考えれば実物資産でもある。この2つの特性を使い分けの難しさが時価情報開示の対象になったものと思

われる。

3, わが国企業の定性情報開示

デリバティブ取引の定性情報には大きな差異が認められる。まずいえることは、わが国基準による注記は教科書的である。一般的な事業会社の取引内容、利用目的、リスク管理体制に関する記述は次のようなものである。

「当社グループは、将来の取引市場での為替および金利等変動に伴うリスクの軽減、または資金調達コストの低減・資金運用利回りの向上を目的に、通貨および金利に係るデリバティブ取引を利用しております。原則的に実需に基づく債権・債務を対象としてデリバティブ取引を行っており、投機およびトレーディング目的ではデリバティブ取引を行っておりません。」

「デリバティブ取引の管理については、管理規定に準じて、担当役員が承認した方針に基づき、財務部が個別の取引を行っております。」(富士通)

この記述は代表的な文例であるが、デリバティブ取引は専ら実需に基づく市場変動リスクのヘッジ目的に使用されており、投機目的のトレーディングには手を出さない方針を強調している。

ヘッジ会計（繰延ヘッジが主体）におけるヘッジ手段とヘッジ対象の関係、ヘッジ方針についても詳細に述べているが、あくまでも数字なき定性情報である。外部の財務報告利用者としては、金融リスクが低いという印象は受けることがあっても、それ以上のリスク分析や将来キャッシュフロー予測はできない。

あくまでも実需に基づくヘッジということであるが、ヘッジ目的をより完全に達成するためには予定取引も対象とせざるを得ない。予定取引はあくまでも予定であり、不調に終わることもあれば、契約時期の繰延となる。その場合、ヘッジ手段としてのデリバティブはヘッジ要件を満たさず、結果的にはトレーディングとなる。ヘッジとトレーディングは実は紙一重である。

4, 米国基準によるわが国企業の開示

わが国企業であっても米国基準採用組のデリバティブ取引開示では、業種の違いや規模の違いはあるが、まず各社グループが抱える金融リスクの全体像を説明し、次いで為替変動リスク管理、金利変動リスク管理に分けて、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係を詳細かつ具体的にことばで説明している。日本基準による場合と比較してもっとも目立つ差異は、リスクヘッジの内容を公正価値ヘッジとキャッシュフローヘッジに分けて説明するとともに、デリバティブ契約金額および想定元本を併せて開示することも珍しくない。(三菱電機、日立製作所、松下電器) リスク管理を公正価値ヘッジとキャッシュフローヘッジに区分して、ヘッジ目的、金利変動リスクヘッジ、為替変動リスクヘッジおよびその公正価値変動処理の関係を説明している。(表3参照)

表 3 公正価値ヘッジとキャッシュフローヘッジの注記開示

リスク管理の区分	公正価値ヘッジ	キャッシュフローヘッジ
一般的なヘッジ目的	認識された資産負債および未認識確定契約に係る公正価値変動リスクをヘッジ	予定取引または認識された資産負債のキャッシュフロー変動リスクをヘッジ
金利変動リスクヘッジ	固定受取・変動支払によって変動に転換する。 (キャッシュフローヘッジに比し想定元本は僅少である。) 想定元本 × × ×	社債等の長期性負債の変動金利は、変動受取・固定支払によって固定利率の長期性負債とする。 想定元本 × × ×
為替変動リスク	先物為替予約、通貨スワップ、外貨オプション 売買別・通貨別契約金額 × × ×	先物為替予約、通貨スワップ、外貨オプション 契約金額 × × ×
公正価値変動額処理	営業外損益	その他包括利益（損失）

総じてわが国企業は、日本基準採用組と米国基準採用組の如何を問わず、変動リスク対策には熱心であるが、相場変動を封じ込めることによって発生する公正価値変動リスク対策にはあまり熱心ではない。金融リスクといえば相場変動リスクと考えるのはわが国企業一般の傾向であるらしい。日本基準採用組の取組方針を見ても、米国基準採用組の金利スワップの想定元本を見ても、そのことは明らかである。リスクポジションをオープンにしておくことを好むといわれる英米企業との間にはリスク感覚に隔たりがあるように思われる。

その他有価証券の時価変動額は、わが国基準によれば「その他有価証券等評価差額金」として資本の部（利益剰余金）に直入するが、分析開示は求められていない。

一方米国基準では、キャッシュフローヘッジの公正価値変動額は税効果会計適用後、その他包括利益（損失）に直入するため、その変動額を項目別に分析開示し、有価証券の未実現損益とデリバティブの未実現損益を区分開示している。

5、金融商品の時価または公正価値評価

わが国企業は採用基準の如何を問わず、非上場株式については取得原価で計上している。ソニーは「非上場の持分証券の公正価値評価は容易に算定できないため、取得原価で計上されています」と断っているが、米国会計基準 SFAS107 は、「過度の費用を要しない限り」公正価値評価を求めているにすぎず、最も先鋭的な JWG 公開草案ですら帳簿価額のまま計上することを認めているのである（par.8-49）。

公正価値（fair value）とは、自発的な当事者が強制されることなく取引する場合の金額であり、活発な成熟した市場の時価（quoted market prices）は最良の公正価値とされる。それが得られないときは、マネージメントのベストエスティメートによらざるを得ない（SFAS107-par.11）。

松下電器は「公正価値は期末における市場と金融商品の情報に基づいて評価されたものであ

る。このような評価には不確実な要素や当社の判断が含まれているため、前提が変わった場合、評価に重要な影響が及ぶ可能性がある」という警告を付しているほどである。

他方、時価の算定方法として、「当該契約を締結している取引金融機関から提示された価格を使用している」という注記が見られるが、これはいかにも自主性に欠ける注記である。デリバティブを開発販売した金融機関をピッチャーとすれば、同人にアンパイアも頼むようなものである。仕組みと契約条件をもっとも知っている金融機関の評価数値を参考としながらも、あくまでも自己責任が評価するのがリスク管理体制の基本であろう。

逆に先端的な例としては、転換社債に組み込まれた株式転換権を組み込みデリバティブと認識して、その公正価値変動額を損益計上しているのがソニーである。わが国金融商品会計基準はそこまで求めていないが、米国会計基準 133 (1998) は社債等に 明示的にせよ、黙示的にせよ 組み込まれたデリバティブ (embedded derivative Instrument) はホスト契約から切り離して公正価値評価することを求めている (par.12)。

おわりに アングロサクソン人の企業観・金融リスク観

本稿では、金融商品の全面公正価値アプローチはいかなる経緯から生まれたのか、また何を目的としているか、について JWG 公開草案 [2000] を中心として考察した。金融商品と非金融資産の特性の違いに注目する全面公正価値アプローチは、混合アプローチによる複雑な会計処理と開示を抜本的に改革することは間違いないが、過激な改革は常に激しい抵抗に遭う。2005年からの国際会計基準採用を控えた EU 諸国では、時価会計をめぐる議論がいまだ終息していない。金融商品を保有目的によって分類し、測定方法と評価差額処理方法を使い分ける IAS39 の混合アプローチをもってしても、英国以外の欧州大陸諸国では抵抗感が容易に収まらないともいわれる。そうであれば、会計処理以前に、アングロサクソン人特有の金融リスク観についても考察しておく必要がある。

英国の社会学者ロナルド・ドーアは、アングロサクソン人の企業観から出発して、日本人と異なる彼らの金融リスク観を説明する¹⁸⁾。

会社なるものは、コーポレート・ガバナンスに関するカドベリー報告の基調を成す仮説からも明らかなように、自分たちの物的利益を追求する手段として、資本提供者によって創設された実在であり、法的にも社会的現実を代表している。

企業は利害関係者が暗黙の契約の行なう舞台であり、企業組織は契約のネットワークへと解消される。

18) コーリン・クラウチ他編著山田鋭夫訳『現代の資本主義制度』2001年、NTT出版 第1章ロナルド・ドーア「日本の独自性」

アングロサクソン人は、自らの選択をオープンにしておくことを選択する、つまりもっと有利な見通しがあれば、投資先を変える自由を保持しようとする、その表れがデリバティブであり、取引に伴う市場変動リスクをバランスさせるための決定的なメカニズムである。

ここで興味深いのは、アングロサクソン人は、リスクエクスポージャーをオープンにしておく方を選ぶという指摘であり、そこから金融リスクをチャンスに転化するしたたかさが窺える。伝統的な先渡しと先物に加えて、オプション、スワップ、スワップションのようなデリバティブを次から次へと開発してきたのも彼らであり、金融商品の全面公正価値評価を提唱する JWG の主力メンバーも彼らであることと無縁ではないであろう。また、金融商品の活用による財務活動の巧拙を業績として即座に開示するのが全面公正価値評価の目的因であるとすれば、彼らのポジティブな金融リスク感覚に結びつけて全面公正価値アプローチを理解することもできる。

一方、わが国にも、リスクを潜在的損失だけではなく、ポテンシャル・インカムと理解するトレーダーはいまや大勢いる。しかしながら、少なくとも一般事業会社においては、金融リスクは固定することによって回避しようとする気運が非常に強い。相場変動リスクはキャッシュフロー・ヘッジしても、その結果フェアバリュー・リスクを高めることは理解しても、固定金利による借入れを、再び公正価値評価することに抵抗感がある。会計の世界においても、グローバル・スタンダードとして押し寄せ、取得原価・実現主義か、時価評価・発生主義かという論争が盛んになっているが、論争を突りあるものとするには、まぜ金融商品の特性、とくに実物資産との相違を明らかにすることが必要である。さもなければ、投資家が会計報告に期待するところに的確に応えることはできない。投資家が知りたいのは、企業はどれだけのとらえるリスク・エクスポージャーを抱えているか、どのようなリスク・マネージメントをしているか、その結果はどうかである。